

社会福祉法人 福祉楽団

I-2-3 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人福祉楽団（以下、「法人」という。）の定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員：理事及び監事
- (2) 常勤役員：役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員：常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等：報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、名称のいかんを問わない。
- (5) 費用：職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、手数料の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 法人は、役員及び評議員に対し、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員の報酬は年俸制とする。
- 3 評議員の報酬は、評議員会への出席等、必要の都度、定額を支払うものとする。

(常勤役員の報酬)

第 4 条 常勤役員に対する報酬の額は、別表 1 「常勤役員の年間報酬額の範囲」のとおりとする。

- 2 常勤理事の個別具体的な報酬額については、別表 1 に定める年間報酬額の範囲内で、理事会において別に決定するものとする。
- 3 常勤監事の個別具体的な報酬額については、別表 1 に定める年間報酬額の範囲内で、監事の協議（全員一致の決定）によって決定するものとする。
- 4 前項において決定した年間報酬額を 12 で除した額を月額とする。
- 5 常勤役員に対して賞与は支給しない。

(職員給与との併給)

- 第 5 条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている常勤理事に対しては、役員報酬と職員給与を合算した額が、別表 1「常勤役員の年間報酬額の範囲」で定める年間報酬額の範囲を超えないものとする。

(非常勤役員の報酬)

- 第 6 条 非常勤役員に対する報酬の額は、別表 2「非常勤役員の報酬額の範囲」のとおりとする。
- 2 非常勤理事の個別具体的な報酬額については、別表 2 に定める年間報酬額の範囲内で、理事会において別に決定するものとする。
 - 3 非常勤監事の個別具体的な報酬額については、別表 2 に定める年間報酬額の範囲内で、監事の協議（全員一致の決定）によって決定するものとする。
 - 4 前項において決定した年間報酬額を 12 で除した額を月額とする。
 - 5 非常勤役員に対して賞与は支給しない。

(評議員の報酬)

- 第 7 条 評議員に対する報酬の額は、別表 3「評議員の報酬」のとおりとする。

(報酬の支給日)

- 第 8 条 常勤役員及び非常勤役員の報酬は月額を、毎月 25 日に支給する。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合は、その前日とする。
- 2 評議員の報酬は、評議員会への出席等の都度、支払うものとする。

(報酬等の日割り計算)

- 第 9 条 新たに常勤役員及び非常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員及び非常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。ただし、死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬の支払い方法)

- 第 10 条 報酬は通貨をもって本人に支給する。
- 2 報酬は、本人が指定する本人名義の口座へ振込による方法で支払うことができる。
 - 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び、本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(車両の貸与)

- 第 11 条 法人は、常勤役員に対して、職務の執行のため必要であると理事会が承認した場合は、車両及び安全運転管理規程に定める法人の車両を当該役員が専ら使用する車両として貸与することができる。

(通勤費)

- 第 12 条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、交通費、自家用車の燃料費等の実費相当額を支給する。

(旅費等)

- 第 13 条 役員及び評議員が、その職務執行のため出張又は、転勤のために旅行するときは、旅費規程に定める旅費等を支給する。

(費用)

- 第 14 条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(端数の処理)

- 第 15 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数のあるときは、これを切り捨てた額とする。

(公表)

- 第 16 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 17 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則 この規程は、2017 年 4 月 1 日から施行する。

2017 年 6 月 21 日改正 (4 条・5 条)

2021 年 6 月 12 日改正 (2 条・5 条・11 条)

2025 年 6 月 15 日改正 (別表 1・別表 3)

別表 1

常勤役員の年間報酬額の範囲

役職名	年間報酬額
理 事 長	2,400 万円までの範囲
常 務 理 事	1,800 万円までの範囲
理 事	1,500 万円までの範囲
監 事	1,500 万円までの範囲

別表 2

非常勤役員の年間報酬額の範囲

役職名	年間報酬額
理 事 長	1,200 万円までの範囲で勤務実態に応じて理事会において別に定める。
常 務 理 事	
理 事	120 万円までの範囲
監 事	120 万円までの範囲

別表 3

評議員の報酬

役職等	日当額
評議員会議長	50,000 円
評議員	30,000 円

社会福祉法人 福祉楽団

役員及び評議員の報酬等に関する規程 に対する附帯決議

法人はこの規程の施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずる。

- 第 1 常勤役員の退職手当のあり方について引き続き検討し、適切な対応を行うこと。

- 第 2 役員については、政府管掌の労働者災害補償保険が適用されないことから、その職務遂行中に業務災害（職務執行中における事故等）が発生した場合についての、適切な補償のあり方について早急に検討し、適切な対応を行うこと。

以上決議する。

2007 年 6 月 21 日 評議員会